

副 本

東京都千代田区大手町二丁目六番二号
日本ビルヂング五二二区 日本法律事務所
電話二七〇〇局 七九五六番(代)

答弁書

債権者 齊藤彰爾

外五名

債務者 学校法人多摩美術大学

外一名

右当事者間の御序昭和五〇年(同)第二〇〇五号事件について、債務者等は次のとおり答弁する。

昭和五〇年三月七日

債務者両名代理人

弁護士 奥野健一

同 谷川哲也

同 萩原剛

同 伊豆鉄次郎

辯護士 早瀬川武

同 早瀬川虎

同 萩原克

同 大内英男

同 萩原克

同 早瀬川虎

記

東京地方裁判所

民事第八部 御中

申請の趣旨に対する答弁
債権者の申請はいづれもこれを却下する。
との裁判を求める。

申請の理由に対する答弁

第一項中、債権者等のうち学校法人多摩美術大学(以下單に本法

人といふの理事であるのは齊藤、大西、岡田、高橋の四名で
あり、他の債権者二名は理事ではない。

債務者村田は本法人の理事長であり、実体的にも、外形的に
も理事である。

本法人の現在における理事は、右五名の他塙山惇臣、高田忠
、松葉良の合計八名である。

その余の事実は認めめる。

第二項(一)中、寄附行為に債権者等主張のよな規定が存在してい
ること、停年規則が存在すること及び債務者が昭和四八年七月
七〇才になつたことは認めらるが、その余は争う。

第二項(二)、争う。

第三項中、債務者村田は理事であり、理事長である。その余の事
實は否認する。

第三項(二)中、理事会、評議員会の各開催、招集の権は理事長に專
属するものであることは、寄附行為上明白である(寄附行為第
一三条三項、第一六条二項)。

理事長が理事長印を保管し占有すること及び本法人の業務に
ついて本法人を代表することは当然(寄附行為第一一条)であ
り、債務者村田は正當に業務の執行をしているものである。
その余の主張は否認する。

第三項(二)中、債権者真下が昭和四五年四月本法人大学の学長に選
任されたことは認めるが、昭和四九年四月に右学長に選任され
たとの主張及びその余の主張は否認する。

第三項(二)中、債権者真下は昭和四九年三月まで本法人大学の学長

であつて、その学長たる身分に随伴して理事、評議員の地位を得ていたものである(寄附行為第八条一項一号、同第一八条一項四号)が前述のとおり昭和四九年四月二六日以降学長たる身分を失つた。従つて前述のとおり理事、評議員でもあり得ない債権者真下に対し理事会、評議員会の招集通知を出さないのは当然である。

第三項(中)、昭和五〇年二月一四日、九名の者に査問委員を依頼したこと、翌一五日に査問委員会が開催されたこと、同日をもつて債権者真下、同山脇両名の教授解任をし、同山脇の教務部長職を解いたことは認められる。

その余の主張は否認し、査問委員会の根拠、その執行の正当性については後述する。

辯護士 奥野健一 辯護士 伊豆鉄次郎
辯護士 谷川哲也 辯護士 早瀬川武
辯護士 萩原剛 辯護士 萩原克虎

第三項(中)、昭和五〇年二月二一日付文書をもつて同二三日に評議員会を招集し、同会で松葉良が本法人の理事に選任されたことは認められる。

その余の事実は否認する。

第四項(中)、債権者等から昭和五〇年二月一五日、本法人の理事会招集の請求があつたこと、理事長村田は右請求に基づづく理事会を招集しなかつたことは認められる。

その余の事実は否認する。

第四項(中)、本大学の入試判定会議及び卒業者判定会議はそれぞれ所定の方法により大過なく終了し、その余の大学事務も滞りなく行われている。

債権者真下及び山脇は昭和五〇年二月二八日、同三月一日債

権者等代理人と債務者等代理人間の協定書に基づき右入試判定会議、卒業者判定会議に出席、発言している以上、右理由に基づく必要性は既に消滅した。

森信に入試判定部長代行を命じたことは認められる。

その余の事実は否認する。

第四項○争う。

疎明方法の認否

成立を認めるもの

疎甲第一号証、同第二号証、同第三号証、同第四号証、同第八号証乃至一〇号証、同第一二号証及び同第一四号証、同第一五号証一、二

その余の書証の成立は不知。

辯護士 奥野健一 辯護士 伊豆鉄次郎
辯護士 谷川哲也 辯護士 早瀬川武
辯護士 萩原剛 辯護士 萩原克虎

債務者の主張

(一) 学校法人多摩美術大学の前身である多摩帝国美術学校は昭和一二年一月三〇日債務者村田晴彦並びに北吉、井上忻二牧野虎雄等によつて創立された。右学校は昭和二二年三月多摩造形美術専門学校、昭和二五年三月財團法人多摩美術短期大学、昭和二八年一月学校法人多摩美術大学と夫々改組され現在に至つてゐる。

(二) 村田晴彦は、右の通り債務者法人の創立者の一人であり、多摩帝国美術学校当時は、その主事の職にあつたが昭和二二年多摩造形芸術専門学校に改組後は理事に就任し、さらに昭和三六年三月理事長に選任され、任期満了のつと重任され現在に至つてゐる。

辯護士 奥 野 健 一 辯護士 伊 豆 鉄 次 郎
辯護士 谷 川 哲 也 辯護士 早瀬川 武
辯護士 萩 原 刚 辯護士 萩 原 克 虎

(三) 以上の通り、村田は右学校の創立者として創立以来重要な職務に従事し今日に至つてゐる。即ち同人は昭和三六年理事長に就任するまでは常務理事として、またその後は理事長として専ら債務者法人の運営にあつてきたものであり、事務局長を兼務していたのは適任者が存在しなかつたのと、少しでも経費を節減しようとしたからにほかならない。

従つて村田が評議員に選任されたのも債権者等が主張するよう単なる事務職員たる資格においてなされたもの(寄附行為第一八条一項一号)ではなく、債務者法人の創立者であり、且つその運営にあつてきた立場から、本法人に關係ある学識経験者として選任されたもの(同条一項五号)である。

そして昭和二年以来評議員の互選によつて理事に選任さ

れ（第八条一項二号）、任期満了のつど重任され現在に至つてゐる。

従つて村田が前記のような事情から兼務していた事務局長を辞職しても評議員並びに理事の職を失うものでないことは一八条二項の規定からも明らかである。

(四) 債務者村田は、昭和四六年三月満六七才九ヶ月の年令で評議員、理事並びに理事長に選任された。若し債権者等が主張するようて職員としてこれらに選任されたとすれば、わざか三ヶ月で、これらの職を失うことになるが（停年規則第一条寄附行為第一八条二項、第八条二項）就任後わずか三ヶ月でその職を失うことが明白である者をこれら重要な職に選任するはずがない。

辯護士 奥 野 健 一 辯護士 伊 豆 鉄 次 郎
辯護士 谷 川 哲 也 辯護士 早瀬 川 武
辯護士 萩 原 刚 辯護士 萩 原 克 虎

また債務者村田が、評議員、理事並びに理事長であることについては何人も疑う者はなく、現に債権者等も本件仮処分申請に至るまでは同債務者の右地位を承認していたものである。これは前記の通り、債務者村田が専なる事務職員ではなく、多摩美術大学の創立者並びに所謂オーナーとしての地位を関係者が承認し、これについて疑いを持つような者が存在しなかつたからにほかならぬ。

(四) 以上の事実から債務者村田の評議員、理事の地位は本法人に關係ある学識経験者として選任されたことは明白である。

(二) 昭和五〇年二月一三日、本法人大学に關係あると思われる一父兄から債務者村田謙彦宛に本法人大学の昭和四八年度入学試験に基づき不合格となつた者が後日入学手続を完了した

旨のいわゆる不正入学事実が投書されたので、直ちに右事実の有無について調査命令を本法人教職員庶務部長藤谷及び教務第二課長江尻に対して発し、同人等が調査したところ、本大学美術学部入学試験に際し、入試判定のための教授会において不合格と判定した者を右教授会の決定に反し正当な入学手続の完了した後に債権者山脇は、部下を強要して合格の通知を発送させて入学させ、債権者真下は右不正の入学を知りながら敢えてこれを黙認した事実がほぼ判明したのである。

(二) そこで昭和五〇年二月一四日村田理事長は本法人の教職員中九名に対し査問委員を依嘱し、査問委員会を昭和五〇年二月一五日午前一〇時に開催した。

そこで調査、審議の結果、不正入学者が存在し、不正入学辯護士 奥野健一 辯護士 伊豆鉄次郎
辯護士 谷川哲也 辯護士 早瀬川武
辯護士 萩原剛 辯護士 萩原克虎

者の入学手続、右不正入学遂行者が債権者山脇であり、これを知りながら黙過したのは債権者真下であることが判明したので、査問委員会の委員長高田忠は債権者山脇、同真下に対し、同一五日午後三時三〇分迄に出向されるべく要請書を作成し、同一五日午後三時三〇分迄に出向されたが、同要請書は債権者山脇に対し同日三時頃手交されたが、同人は査問委員会の存在を認めずといふ文書をもつて右出向、陳弁の機会を放棄したものであり、債権者真下は右同日入学試験が施行されていたところから右大学内部において執務していたものであり、査問委員会が開催され後刻自分が右委員会に出向し、不正入学の事実について査問されることが当然予測され感知していたにもかかわらず敢えて右査問委員長か

らの出向の要請書の手交を避けるべく、右大学構内及びこれが近辺からの所在を不明とし、結局前記委員会への出向、陳述の機会を故意に回避放棄したものである。

(1) しかして査問委員会は人証、書証を精細に亘つて調査、審議した結果、頭書不正入学の事実及び債権者両名が不正入学を指揮命令、執行させた事実が明確^{とどか}たので全員一致の決議により債権者両名の教授解任決議をし、同日右決議に基づく答申書が理事長村田宛に提出されたのである。

かくて債務者理事長村田は同日付をもつて右両名を解任したものである。しかしてその解任の処理は次のことおりである。

辯護士 奥 野 健 一	辯護士 伊 豆 鉄 次 郎
辯護士 谷 川 哲 也	辯護士 早瀬 川 武
辯護士 萩 原 刚	辯護士 萩 原 克 虎

五号の「教職員として不都合の行為があつた」場合に該当することは疑う余地のないことである。

そこで右両名は前記の通り査問に付され、解任すべきものと決定されたので理事長村田は右規則第三条、第四条に基づき解任したものである。

即ち右規則第一八条五号によつて教授を解任する場合には教授会に諮る必要のないことは第二〇条の規定からも明かである。

ただこの場合第三条及び第四条によつて所属長の申請に基づいて学長及び理事長が行なう旨定められているが、教授、部長には所属長が存在しないことは第四条の規定からも明らかであり、また後述の通り学長も存在していないから結局理

事長が大学の名において債権者等を査問に付し、その結果解任すべきものとの決定を受けて、債権者等を解任したものである。

右により真下は教授を解任され、また山脇は教授、教務部長を解任された結果、理事、評議員たる地位も失つた（寄附行為第一八条二項、第八条二項）。

(四) ところで債権者等は、債務者本法人が行なつた前記解任について教授会、協議会、理事会の議を経ることなしに行なわれた故、右解任が違法である旨主張するが、

(イ) 本法人大学規則第二条によれば、教員の嘱、解任は教職員任免規則により教授会の議を経ることがその要件となつてゐる如く規定されてゐるが、債権者真下及び山脇の解任

辯護士 奥 野 健 一 辯護士 伊 豆 鉄 次 郎
辯護士 萩 原 刚 也 辯護士 早瀬 川 武
辯護士 谷 川 哲 虎

事由となつた右任免規則第一八条五号の場合には、右大学規則第二条の教授会の議決は、解任の要件から排除されてゐるものである。

これは任免規則第二十条において同規則一八条五号事由については、教授会の議を経ることが要件とされていないのである。これは解任については査問に付され、その査問委員会の決定が最重要の意思決定であるのみならず、教授会の議に付することは必ずしも適当ではないことによるものである。

(ロ) また本法人大学規則四四条二項によれば、協議会は教授の任免に関する事項を審議すると規定されているところから一見右協議会の議が必要であるかの如くであるが、前述

の如く右任免規則一八条五号の場合には教授会の議を経ることさえ要件とされてないのであるから、右一八条五号による解任については協議会の議を経ることは勿論必要がないものと解すべきである。

(2) また本法人の業務の決定は、理事会で行なうことは寄附行為一三条で明らかであるところ、右業務中、教職員の任免については教職員任免規則を定めてこれを予め、理事会は理事長にその執行権を与えたものであることは、右任免規則第三条、第四条からして明らかである。

(3) また債権者等は、その解任手続について、その所属長の申請に基づかずとか、査問委員中に二名の事務職員が選任されていて違法であるとか、債権者真下及び山脇について陳弁の機会を与えないとか主張するが、

(4) 本来大学の教授相互間においては、学問の自由を保証する憲法の精神に従つて平等であるところから、教授については所屬長というものは存在せず、従つて任免規則第三条中「所属長の申譲」は教授等の解任には適用がないものである。

また同規則第四条の所属長とは各部長といふところからこれが仮りに教授部長等を意味するとすれば、債権者山脇は当事者その者であり、債権者真下は、右同人と意を同じている者であつてみれば、右両名が前規定に基づく申譲をすることは期待性が持てず、従つて右規定の適用されないことがあつてもまた、これは正当性を有するものとなる。

(口) 査問委員中に事務職二名が加つてゐることが不法である
といふが、査問委員の選任については、何らの規定はなく
従つて学校法人内部の事務を総括する理事長がその都度教
職員中適当なる人物に委嘱することは毫も違法といふこと
ができない。

(イ) 債権者真下、同山脇に対し、査問の場における陳述の機
会を与えないといふが、前述のとおり債権者等は自からそ
の機会を放棄したものであるから、右非難は当らない。現
実にこれを拒否する者に対し強制の方法もないことからし
て、右両名が査問委員会に出向しなかつたことを捕えて違
法であるといふことは理由がないものである。

(ロ) 債権者山脇の教務部長職を解いたことについて評議員会
辯護士 奥 野 健 一 辯護士 伊 豆 鉄次郎
辯護士 谷 川 哲 也 辯護士 早瀬川 武
辯護士 萩 原 刚 辯護士 萩 原 克 虎

等に諮られた事実がないといふが、右教務部長といふ職は
教授を前提とする職名であつて、教授を解任された以上、
当然その職も失うものである本件の場合には、任免規則第
二一条は適用されない。

(ハ) 以上の次第であつて、債権者の主張はいつれもその理由が
ないものである。

(一) 債権者真下は昭和四九年四月二十五日任期満了により学長の
地位を失い、これにともない理事、評議員の地位も失つた(一
寄附行為第八条二項、第一八条二項)。

(二) 同月二六日学長候補の選挙が行われ同真下が学長候補者と
して選出され、同月三〇日開催された評議員会において真下
の学長選任についての同意の可否について審議されたところ

(学長選考規定二条) 多数の評議員から異論が述べられ、結局その同意が得られなかつた。

即ち従来の学長候補者の選考にあたつては、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得てなされ、特に学長の任期満了にともなう場合にはその代行者を定めて選挙を管理せしめたうえなされる慣行であつたところ右学長候補の選挙については右のような手続がとられないまま行われたため多数の評議員から右選挙の不明朗さを指摘され会議が紛糾し、結局右評議員会ではその同意が得られなかつたものである。

(三) そこで理事長村田はこの事態を開すべく常務理事である債権者岡田と再三に亘つて懇談し、評議員会の模様を説明して岡田が学長代行者として選挙を管理する選挙のやり直し方

辯護士 奥野健一 辯護士 伊豆鉄次郎
辯護士 谷川哲也 辯護士 早瀬川武
辯護士 萩原剛 辯護士 萩原克虎

をすすめたが、同人よりこれを拒絶された。

(四) 同年一一月右岡田より文部大臣或は次官経験者に仲裁を求める案が提示されたので理事長村田はこれを了承し、そして仲裁人に元文部次官内藤善三郎氏(参議院議員)同村山松雄氏(日本育英会理事長)の両氏に依頼することに合意し、両氏にその旨依頼し、両氏による仲裁がすすめられていたところ本件申請を受けたものである。

(五) 以上の通り真下は昭和四九年四月二十五日任期満了によつて学長の地位を失い、その後は前記経緯によつて学長の嘱任がなされないまま今日に至つてゐるものであるから学長の職務を行ひ地位にないことは明らかである(学長選考規定四条三項)。

答弁書

債権者 真下信一 外一名

債務者 学校法人多摩美術大学

外一名

右当事者間の御序昭和五〇年三月第一〇〇六号地位保全仮処分申請事件について、債務者らは次のとおり答弁する。

昭和五〇年三月七日

債務者両名代理人

弁護士 奥野健一 同 谷川哲也

辯護士 谷川哲也 同 谷川哲也

辯護士 伊豆鉄次郎 同 伊豆鉄次郎

辯護士 早瀬川武 同 早瀬川武

辯護士 伊豆鉄次郎 同 伊豆鉄次郎

辯護士 早瀬川武 同 早瀬川武

辯護士 伊豆鉄次郎 同 伊豆鉄次郎

第一項中、債権者真下が昭和四九年四月二十五日迄、債務者大学の学長、理事、評議員であつたこと及び、同人が昭和五〇年二月

との裁判を求める。

申請の理由に対し

債権者らの申請は、いずれもこれを却下する。

一五日迄右大学の教授であつたことは認めらるが、同人は昭和四九年四月二六日以降、債務者大学の学長選考規定により学長として選任されていないものである。従つて、右期日以降は学長でも、又学長の地位に基づいて取得する理事、評議員でもあり得ないのである。この事実は同人自体が良く認容してゐるので同人は右期日以降、理事会にも評議員会にも出席要求をしないばかりか、学術会議の議員立候補についても従前と異なつて、名古屋大学名誉教授として、行なつてゐるのである(この点について後述する)。

同人は、昭和五〇年二月一五日に本法人免規則第一八条五号ににより教授としての地位を喪失したものである。

債権者山藤は昭和五〇年二月一五日同右仕免規則同条同号に辯護士奥野健一 辯護士伊豆鉄次郎
辯護士谷川哲也 辯護士早瀬川武
辯護士萩原剛 辯護士萩原克虎

により教授、教務部長の地位を喪失し同日限り寄附行為の定めるとところにより評議員、理事の地位が消滅したものである。

本法人の理事長は村田であり、その旨の登記は完了している。

第二項中、前項の債務者の主張に反する部分は否認する。

(1)について、教授の任免権は、債務者大学教職員任免規則によつて、理事長がこれを行うことができるものであつて、債権

者の主張は、その理由がないものである。

(2)について、債務者主張の如き諸規則のあることは認めらるが、債務者呻名の解任は、不正入学許容といふ不都合な事態による事由によつて行なわれたものであつて(任免規則一八条五号)、その場合には、他の規則からの比較上、及び債務者主

長の諸規則の位置からしても、教授会、協議会、理事会の議

決を各々経る必要は無いのである。

(3)について、債権者主張の諸規定のあることは認めるが、村田晴彦が、本法人の理事長である以上、教授の任免を通告するには当然である。債権者の查附行為等の解決適用は争い、その余の主張は否認する。

村田晴彦が理事長であるのは、後述するとおりである。

(4)について、教職員の任免は、本法人大学教職員任免規則を制定した時点から、理事会は、理事長にその執行を委ねたものである。従つて右規定を運用して教職員の解任をするのは理事長の権限に属するものであるところ、理事長村田は、これに法り査問委員をそれぞれ委嘱し、債権者両名を解任したものである(その詳細は後述のとおりである)。

辯護士 奥野 健一 辯護士 伊豆 鉄次郎
辯護士 谷川 哲也 辯護士 早瀬川 武
辯護士 萩原 刚 辯護士 萩原 克虎

査問委員会は、その必要に応じて設置される大学の機関であり、その機関そのものとして、審議決定権を有するもので債権者主張の如き、案なるものを提供するにすぎないものではない。

また、査問委員の構成員についで、事務職員が介入したことともつて、直ちに違法とは言えないものである。

その余の主張は否認し、争うものである。

(5)について、債権者らは、査問委員会において、弁明の機会を与えられていないというが、債権者らは右機会が与えられたのに、これを自から放棄したものであつて、これに關する債権者らの主張は理由がないものである。

債権者両名が査問委員会に出向しなかつた事実は認め、そ

の余は争うものである。

第三項中丁にについて、債権者山藤の教務部長解職につき、部長会議、評議員会に諮る必要はなく、右任免規則二一条は教職員の身分を解脱することなく、単に職名を奪う場合にのみ適用される規定であつて、教諭解任による当然部長の職を失う本件のような場合には、右規定は適用されないものである。従つて債権者の主張は、理由がない。

四、丁にについて、債権者主張の如き取扱いをしないのは、前述第一項の理由によるものであつて、違法ではない。

第四項中、丁にについて、債権者主張の規定の存在は認め、学長にしても理事にしても学校法人に於て、重要な機關であることは認められる。

辯護士 奥野健一 辯護士 伊豆鉄次郎
辯護士 畠川哲也 辯護士 早瀬川武
辯護士 藤原剛 辯護士 萩原克虎

丁たついて債権者裏下は、昭和四九年四月二六日以降、学長に選任されておらず、従つて頭書のとおり理事でも評議員でもない。従つて本法人理事長村田が、右の職務執行を妨害するこど自体ありえないと。

文部省への届出は、昭和四七年度に学長選任されたものが、そのまま残存した形骸にすぎず、前述來のとおり、実体のない学長に文部省がこれを承認する筈も無いのである。

債権者のその余の主張については、債務者法人の前述來の主張に反する部分はすべて否認し、争うものである。

丁について、債権者等が、かつて理事、評議員であつたことは認め、昭和五〇年二月二一日に評議員会を招集し、松葉良を理事に選任したこと、さらに評議員会は過半数の出席がなけれ

は議決できぬことも認めらる。

四について、その主張する入試判定会議、卒業者判定会議についてでは、すでに債権者と債務者の各代理人によつてなされた協定書のとおり終了した以上、その必要性が消滅したものであり、今後の大学運営上においても債権者主張のような不都合はない。

辯護士 奥野健一 辯護士 伊豆鉄次郎
辯護士 谷川哲也 辯護士 早瀬川武
辯護士 萩原剛 辯護士 萩原克虎

債務者の主張

一、(一) 学校法人多摩美術大学の前身である多摩帝国美術学校は昭和一二年一月三〇日債務者村田晴彦並びに北吉、井上忻二牧野虎雄等によつて創立された。右学校は昭和二二年三月多摩造形美術専門学校、昭和二五年三月財團法人多摩美術短期大学、昭和二八年一月学校法人多摩美術大学と夫々改組され現在に至つてゐる。

(二) 村田晴彦は、右の通り債務者法人の創立者の一人であり、多摩帝国美術学校当時は、その主事の職にあつたが昭和二二年多摩造形芸術専門学校に改組後は理事に就任し、さらに昭和三六年三月理事長に選任され、任期満了のつと重任され現在に至つてゐる。

辯護士 奥野健一 辯護士 伊豆鉄次郎
辯護士 谷川哲也 辯護士 早瀬川武
辯護士 萩原剛 辯護士 萩原克虎

(三) 以上の通り、村田は右学校の創立者として創立以来重要な職務に従事し今日に至つてゐる。即ち同人は昭和三六年理事長に就任するまでは常務理事として、またその後は理事長として専ら債務者法人の運営にあたつてきたものであり、事務局長を兼務していたのは適任者が存在しなかつたのと、少しでも経費を節減しようとしたからにほかならない。

従つて村田が評議員に選任されたのも債務者等が主張するようすに草なる事務職員たる資格においてなされたもの(寄附行為第一八条一項一号)ではなく、債務者法人の創立者であり、且つその運営にあたつてきた立場から、本法人に關係ある学識経験者として選任されたもの(同条一項五号)である。

そして昭和二二年以来評議員の互選によつて理事に選任さ

れ（第八条一項二号）、任期満了のつど重任され現在に至つてゐる。

従つて村田が前記のような事情から兼務してゐた事務局長を辞職しても評議員並びに理事の職を失うものでないことは一八条二項の規定からも明らかである。

(四) 右村田は、昭和四六年三月満六七才九ヶ月の年令で評議員、理事並びに理事長に選任された。若し債権者等が主張するようくに職員として、これらに選任されたとすれば、わずか三ヶ月で、これらの職を失うことになるが（停年規則第一条、寄附行為第一八条二項、第八条二項）就任後わずか三ヶ月での職を失うことが明白である者をこれら重要な職に選任するはずがない。

辯護士 奥野 健一 辯護士 伊豆 鉄次郎
辯護士 谷川 哲也 辯護士 早瀬川 武
辯護士 萩原 刚 辯護士 萩原 克虎

また村田が、評議員、理事並びに理事長であることについては何人も疑う者はなく、現に債権者等も本件仮処分申請に至るまでは同人の右地位を承認していたものである。これは前記の通り、村田が単なる事務職員ではなく、多摩美術大学の創立者並びに所謂オーナーとしての地位を関係者が承認しこれについて疑いを持つような者が存在しなかつたからに、ほかならぬ。

(五) 以上の事実から村田の評議員の地位は、本法人に關係ある学識経験者として選任されたことは明白である。

(六) 昭和五〇年二月一三日、本法人大学に關係あると思われる一父兄から理事長村田晴彦宛に本法人大学の昭和四八年度入学試験に基づき不合格となつた者が後日入学手続を完了した

旨のいわゆる不正入学事実が投書されたので、直ちに右事実の有無について調査命令を本法人教職員庶務部長藤谷及び教務第二課長江尻に対して発し、同人等が調査したところ、本大学美術学部入学試験に際し、入試判定のための教授会において不合格と判定した者を右教授会の決定に反し正当な入学手続の完了した後に債権者山脇は、部下を強要して合格の通知を発送させて入学させ、債権者真下は右不正の入学を知りながら敢えてこれを黙認した事実がほぼ判明したのである。

（二）そこで昭和五〇年二月一四日村田理事長は本法人の教職員中九名に対し査問委員を依頼し、査問委員会を昭和五〇年二

月一五日午前一〇時に開催した。

そこで調査、審議の結果、不正入学者が存在し、不正入学

辯護士 奥 野 健 一 辯護士 伊 豆 鉄 次 郎
辯護士 谷 川 哲 也 辯護士 早瀬川 武
辯護士 萩 原 刚 辯護士 萩 原 克 虎

者の入学手続、右不正入学遂行者が債権者山脇であり、これを知りながら黙過したのは債権者真下であることが判明したので、査問委員会の委員長高田忠は債権者山脇、同真下に対し同委員会に出向の上陳弁を求めるべく出向の要請書を作成し、同一五日午後三時三〇分迄に出向されるべく要請した。

右要請書は債権者山脇に対し同日三時頃手交されたが、同人は査問委員会の存在を認めずといふ文書をもつて右出向、陳弁の機会を放棄したものであり、債権者真下は右同日入学試験が施行されていたところから右大学内部において執務していたものであり、査問委員会が開催され後刻自分が右委員会に出向し、不正入学の事実について査問されることが当然予測され感知していたにもかかわらず敢えて右査問委員長か

らの出向の要請書の手交を避けるべく、右大学構内及びこれが近辺からの所在を不明とし、結局前記委員会への出向、陳述の機会を故意に回避放棄したものである。

しかして査問委員会は人証、書証を精細に亘つて調査、審議した結果、頭書不正入学の事実及び債権者両名が不正入学を指揮命令、執行させた事實が明確^{ヒサシ}したので全員一致の決議により債権者両名の教授解任決議をし、同日右決議に基づく答申書が理事長村田宛に提出されたものである。

かくて債権者理事長村田は同日付をもつて右両名を解任したものである。しかしてその解任の準備するところは次のとおりである。

辯護士 奥 野 健 一	辯護士 伊 豆 鉄次郎
辯護士 谷 川 哲 也	辯護士 早 濑 川 武
辯護士 萩 原 刚	辯護士 萩 原 克 虎

五号の「教職員として不都合の行為があつた」場合に該当することは疑う余地のないことである。

そこで右両名は前記の通り査問に付され、解任すべきものと決定されたので理事長村田は右規則第三条、第四条に基づき解任したものである。

即ち右規則第一八条五号によつて教授を解任する場合には教授会に諮る必要のないことは第二〇条の規定からも明かである。

ただこの場合第三条及び第四条によつて所屬長の申請に基づいて学長及び理事長が行なう旨定められてゐるが、教授、部長には所屬長が存在しないことは第四条の規定からも明らかであり、また後述の通り学長も存在してはから結局理

事長が大学の名において債権者等を査問に付し、その結果解任すべきとの決定を受けて、債権者等を解任したものである。

右により真下は教授を解任され、また山脇は教授、教務部長を解任された結果、理事、評議員たる地位も失つた（寄附行為第一八条二項、第八条二項）。

(4) ところで債権者等は、債務者本法人が行なつた前記解任について教授会、協議会、理事会の議を経ることなしに行なわれた故、右解任が違法である旨主張するが、

(1) 本法人大学規則第二条によれば、教員の職、解任は教職員任免規則により教授会の議を経ることがその要件となつてゐる如く規定されてゐるが、債権者真下及び山脇の解任によるものである。

これは任免規則第二十条において同規則一八条五号事由について、教授会の議を経ることが要件とされていないのである。これは解任については査問に付され、その査問委員会の決定が最重要の意思決定であるのみならず、教授会の議に付することは必ずしも適当ではないことによるものである。

(5) また本法人大学々則四四条二項によれば、協議会は教授の任免に関する事項を審議すると規定されているところから一見右協議会の議が必要であるかの如くであるが、前述

辯護士 奥野健一 辯護士 伊豆鉄次郎
辯護士 谷川哲也 辯護士 早瀬川武
辯護士 萩原剛 辯護士 萩原克虎

の如く右任免規則一八条五号の場合には教授会の議を経ることさえ要件とされてないのであるから、右一八条五号による解任については協議会の議を経ることは勿論必要がないものと解すべきである。

(4) また本法人の業務の決定は、理事会で行なうことは専ら行為一三条で明らかであるところ、右業務中、教職員の任免については教職員任免規則を定めてこれを予め、理事会は理事長にその執行権を与えたものであることは、右任免規則第三条、第四条からして明らかである。

また債権者等は、その解任手続きについて、その所属長の申請に基づかずとか、査問委員中に二名の事務職員が選任されていて違法であるとか、債権者真下及び山脇について陳弁の機会を与えないとか主張するが、

(4) 本来大学の教授相互間においては、学問の自由を保証する憲法の精神に従つて平等であるところから、教授については所属長というものは存在せず、従つて任免規則第三条中「所属長の申請」は教授等の解任には適用がないものである。

また同規則第四条の所属長とは各部長といふところからこれが仮りに教授部長等を意味するとすれば、債権者山脇は当事者その者であり、債権者真下は、右同人と意を同じている者であつてみれば、右両名が前規定に基づく申請をすることは期待性が持てず、従つて右規定の適用されないことがあつてもまた、これは正当性を有するものとなる。

(二) 査問委員中に事務職二名が加つてゐることが不法である
といふが、査問委員の選任については、何らの規定はなく
従つて学校法人内部の事務を総括する理事長がその都度教
職員中適当なる人物に委嘱することは毫も違法といふこと
ができない。

(三) 債権者真下、同山脇に対し、査問の場における陳述の機
会を与えないといふが、前述のとおり債権者等は自からそ
の機会を放棄したものであるから、右非難は当らない。現
実にこれを拒否する者に対し強制の方法もないことからし
て、右両名が査問委員会に出向しなかつたことを捕えて違
法であるといふことは理由がないものである。

(四) 債権者山脇の教務部長職を解いたことについて評議員会
辯護士 奥 野 健 一 辯護士 伊 豆 鉄次郎
辯護士 谷 川 哲 也 辯護士 早瀬川 武
辯護士 萩 原 刚 辯護士 萩 原 克 虎

等に詰られた事実がないといふが、右教務部長といふ職は
教授を前提とする職名であつて、教授を解任された以上、
当然その職も失うものである本件の場合には、任免規則第
二一条は適用されない。

(五) 以上の次第であつて、債権者の主張はいづれもその理由が
ないものである。

(六) 債権者真下は昭和四九年四月二十五日任期満了により学長の
地位を失い、これにともない理事、評議員の地位も失つた(一
寄附行為第八条二項、第一八条二項)。

(七) 同月二六日学長候補の選挙が行われ同真下が学長候補者と
して選出され、同月三〇日開催された評議員会において真下
の学長選任についての同意の可否について審議されたところ

(学長選考規定二条一多數の評議員から異論が述べられ、結果局その同意が得られなかつた。)

即ち従来の学長候補者の選考にあたつては、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得てなされ、特に学長の任期満了にともなう場合にはその代行者を定めて選挙を管理せしめたうえなされる慣行であつたところ右学長候補の選挙については右のような手続がとられないまま行われたため多數の評議員から右選挙の不明朗さを指摘され会議が紛糾し、結局右評議員会ではその同意が得られなかつたものである。

(そこで理事長村田はこの事態を開すべく常務理事である篠原若岡田と再三に亘つて懇談し、評議員会の模様を説明して岡田が学長代行者として選挙を管理する選挙のやり直し方をすすめたが、同人よりこれを拒絶された。

(同年一一月右岡田より文部大臣或は次官経験者に仲裁を求める案が提示されたので理事長村田はこれを了承し、そして仲裁人に元文部次官内藤善三郎氏(参議院議員)・同村山松雄氏(日本育英会理事長)の両氏に依頼することに合意し、両氏にその旨依頼し、両氏による仲裁がすすめられていたところ本件申請を受けたものである。

(以上通り真下は昭和四九年四月二五日任期満了によつて学長の地位を失い、その後は前記経緯によつて学長の廕任がなされないまま今日に至つてゐるものであるから学長の職務を行う地位にないことは明らかである(学長選考規定四条三項)。

副本

東京都千代田区大手町二丁目六番二号
日本ビルヂング五二二区 日本法律事務所
電話二七〇局 七九五六番(代)

昭和五〇年三月第二〇〇六号事件

証 拠 申 請

債務者 債権者 真 下 信 一

外 一 名

右当事者間の右事件につき、左記のとおり証拠提出致します。

昭和五〇年三月七日

右債務者代理人 奥野健一

右同 谷川哲也

右同 伊豆鉄次郎

右同 萩原剛

右同 早瀬川武

辯護士 奥野健一 辯護士 伊豆鉄次郎

辯護士 谷川哲也 辯護士 早瀬川武

辯護士 萩原剛 辯護士 萩原克虎

右同 萩原克虎

右同 大内英男

東京地方裁判所

民事第八部 御中

記

世田谷区上野毛三丁目一五番三四号債務者方

証人 藤谷宣人

右同所同番 同行、六〇分

証人 川崎勇

右同所同番 同行、二〇分

右同所同番

証人 森 信

同行、四〇分

右同所同番

証人 江尻 劍

同行、四〇分

右同所同番

証人 塩山惇臣

同行、六〇分

右同所同番

証人 高田忠

同行、三〇分

右同所同番

辯護士 奥野健一

辯護士 谷川哲也

辯護士 萩原剛

債務者法人代表者 村田晴彦

同行、九〇分

十一

卷之三

15

ج

卷之三

1

1

277

104

1

卷之三

一一

15

9

10

10

104

104

卷之三

王
子
之
書
卷
之
一
王
子
之
書

議事録

議事録

議事録

議事録

議事録

吉原経理士官恒合計士寧津道民代院士志郎(56)内日

議事録

明治二十九年五月二十日

議長

議長は本議事録の正確日期下記の二九

議事録署名人を委嘱す。

署名人

署名人

正月三日、朝のうちに、北風の吹き止む。

午後、北風の吹き止む。

理 事 会 議 事 錄

日 時 昭和四十八年五月三十日 午前十一時

場 所 本 學 會 議 室

出席理事（九名）

村田 晴彦 真下 信一 岡田 孝平 斎藤 彰爾
高田 忠 高橋 満寿男 塩山 慎臣 山脇 国利
大西 憲治郎

議 案

一、昭和四十七年度決算について

二、その他

議 事 の 経 過

定刻村田理事長が議長となり定足数を確認して開会を宣した。

議長より、別紙昭和四十七年度決算報告書が提示され、これについて、岡田常務理事、吉原経理士、柴田経理課長より詳細にわたり説明があり、全員異議なくこれを承認した。（なお吉原経理士は公認会計士奥津 進氏および公認会計士高野俊夫氏の代理として出席したものである）

議長より、別紙学校法人多摩美術大学附置多摩美術大学文様研究所規程（案）が提案され審議の結果、文様研究所設置並びに研究所規程（案）について基本的に了承したが、運営に關わる経費財源等その詳細については後日検討することとなつた。

議事録署名人として岡田孝平、山脇国利の二氏を互選した。

以 上

昭和四十八年五月三十日

議長

議長は本議事録の正確を期するため左の二氏に議事録署名人を委嘱する。

署名人

付 記

五月三十日理事会の席上、大西理事より、理事長の健康について「理事長は夏場に向う折から、脱東京の上、適当な避暑地で充分な静養をとつていただきたい。」

山脇理事「是非そうしていただきたい。」

理事長「何分よろしく、実行にうつして欲しい。」

大西理事「これは理事会としての要望であつて、理事長の健康は学校にとって最も重要な事であるから、実行しましよう。」といつて全理事賛成した。

昭和48年度入試閱卷日程表

疏
乙
第

入試当日は学内駐車場で受け取らるる御承知下さい。

4月22日(五) 由之海島哈特羅20全

昭和五十年二月十四日

学校法人多摩美術大学

理事長 村田清彦

啟

立委員会開催の件

左記に於く立委員会を開催いたしましたので、万障お繕りあ
わせのうえ、ご出席下さいますようお願ひ申し上げます。

記

一 日 時 昭和五十年二月十五日午後四時

二 開 所

疏乙館 三号議室

No.

昭和四十八年度多摩美術大学美術学部
入学者試験における不正入学者の疑いに因し、貴
殿にお尋ねいたしましたところありますので、万障
お繕りあわせのうえ、左記にご意向を要請いた
します。

記

日 時

二月十五日午後三時三十分まで

場所

五角堂美術館講堂（電話03-6761-
6703）

昭和五十年二月十五日

真下信一殿

学校法人多摩美術大学
立委員会委員長

高田忠

査問委員会答申書

昭和五十年二月十五日に招集された査問委員会において左の通り決議いたしましたので、

答申いたします。

第一 答申決議

一、山脇国利氏については多摩美術大学教授、教務部長の要職にあつて、不正入学をなさしめたことは重大な責任であり、多摩美術大学教職員任免規則第十八条第五号に該当するものとみとめる。

(別紙ナフ)

二、当時の学長真下信一氏（現教授）については入学試験の最高責任者としての義務を怠り、前記の不正入学を知りながら、あえて黙認しかゝる事態をおこさしめるに至つたことは、多摩美術大学教職員任免規則第十八条第五号に該当するとされることはやむをえない。

第二 理由

昭和四十八年度本学美術学部入学試験に際し、入試判定のための教授会において、不合

疏のサシナリ

格と判定した者を、正当な入学手続の完了した後に、同教授会の決定に反し、部下を教務部長室に呼び、強要して合格通知の発送を命じ、入学させたことが発覚したことに関連するもの。

当該専攻の正当な入学者の最低得点一三〇点に対し、当該不正入学者の得点一三四点（四〇〇点満点）

第三 審議のあらまし

一、査問委員会開催日時及び場所

1. 日 時 昭和五十年二月十五日 午前十時

2. 場 所 世田谷区上野毛 五島美術館講堂

二、委員名（アイウエオ順）

1. 出席者（八名）

奥野健男、塩山惇臣、瀬島好正、高田忠、田中昇、平野拓夫

藤谷宣人、山城正勝

2. 欠席者（二名）

高橋満寿男

三、議案

昭和四十八年度多摩美術大学美術学部入学試験における不正行為の有無の確認およびそれがもしあつた場合の処分について。

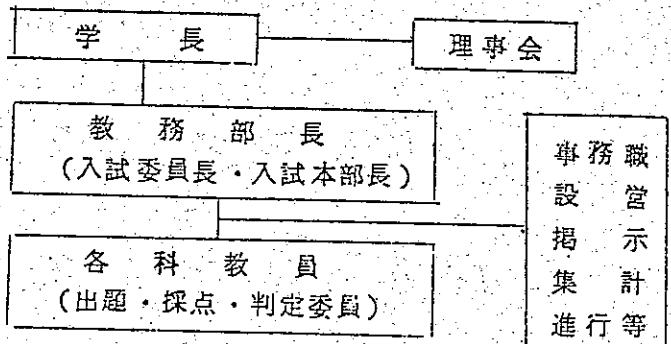
四、議事経過

1. 議事にさきだら、藤谷庶務部長より、

去る一月十三日に別紙一投書が村田理事長宅に郵送され、同日理事長より真相を調査せよとの旨の命令書が藤谷庶務部長と江尻教務第二課長に発せられ、二名はただちに調査を開始し、調査結果を理事長に報告したところ、同文書の内容は事実と思われるるので、査問委員会を設け究明すべきであるとの結論に達し、本委員会の開催に至った旨の報告がなされた。

2. これに対し、今回の問題が発信人不明の投書に端を発しているので、査問委員会の成立にさきだつてそれが査問委員会開催に値するものであるかどうかについて十分なる心証を得なければ査問委員を受諾できないと高田教授からの動議があり、全員がこれに同意したので、藤谷庶務部長および江尻教務第二課長の調査の結果得た証拠の提

「入試機構」



- 注1. 法的、社会的に最高責任者は学長である。
 注2. 實施においての実質的な責任者は教務部長である。

「判定手続」

入試判定原案作成会議 (学長・教務部長・各科判定委員)	原簿 入試本部保管
入試判定発表一教授会一 専任教員全員	原簿公表 合格発表

- 注1. グラフィックデザイン入試判定原案作成会議の判定委員は次の通り。

学長	真下	信一	利明	男
教務部長	山祐	脇坊	宣満	美郎
判定委員	祐高	橋渕	武太	義
	大遠	藤坂	長	
	赤			

- 注2. 合格発表後、入学手続完了まで原簿は入試本部にて保管し、入学後は教務部にて保管する。

五

(1) 議事内容

出を求めて約二時間にわたつて議論を重ねたところ、その提出された証拠だけでも不出事實がほぼ疑いを入れないものであるとの心証を出席者全員が得る状態となつた。

3. その結果、本案件は受験生を平等に扱うという大学の入学試験に対する信頼性に関係し、大学の存立自体にふれるばかりか社会的にも重大なものであり、かつ、現在進行中の入学試験をも根底から破ることも十分に予想される重大、かつ、緊急なものであると考えられるので、発信人不明の文書に端を発したものではあるが、調査の結果、不正又は不当な事實が偶然的にではあるが発見されたのであるから、発信人不明の投書とは切り離して、この度、発覚した不正入学容疑に対する究明する機關として、この查問委員会を成立せしめることに全員一致で決定した。

查問委員会は審議に入るにさきだち、高田教授を互選により委員長に選任した。

(1) 昭和四十八年度における管理機構の究明がなされた。その機構の、概略は次表の通りであることが明らかにされた。

(2)

この査問委員会に提出された入試判定関係大学公式資料は、

入学判定原簿（別紙二）、入試判定会議議事録（別紙三）、および入試判定資料（別紙四）であった。これについて説明を加えれば次の通りである。

この原簿（別紙二）は、入試判定原案作成会議において確認された判定結果を入試本部側の係員（本件の場合は嶋根（昭助教授）が各科入試判定委員立会の下に各受験者の判定欄に合（合格）、補（補欠）、否（不合格）のゴム印を押印したものである。

これをさらに詳細に説明すれば欄外上の65という数字は全科受験者原簿の65頁であり、同28はグラフィックデザイン専攻受験者受験番号順原簿の28頁である。同25と25は入試判定原案作成審議において同表における氏名欄と性別欄との間の一本線のところで左右に切り離し、²⁵Gと記載のある側のみを各科入試判定委員に渡し、合、補、否の判定原案作成審議を行い、判定原案作成審議の最後の段階において、²⁵G側と²⁵側とを切り離さないでとつてあつた原簿に前記のように各科入試判定委員立合の下に入試本部員が合、補、否のゴム印を判定欄に押したのがこの原簿である。

このような複雑な処置をとることは本学の従来からの慣習であつて、氏名欄や受験番号を見て不正な判定が行われる危険性をあらかじめ除去しておくためであるとのことであつた。

この合、補、否の押印された後の入試判定原簿は入試本部長（本件当時は教務部長山脇国利教授であった）が、図書館二階の「入試本部長の許可なき者は入室を禁ず」と貼紙された入試本部にまたは図書館金庫にその他の入試資料と共に厳重に保管されていたのである。そして本学における入試判定のための教授会は慣例により全くセレモニー的なものであつて、毎年のことであるが、合格者発表掲示用の合格者受験番号表（模造紙全版）を会議場の壁に貼り、別紙四程度の入試判定資料のみを配布し、学長を議長とし、各科教員代表がそれぞれの科の入試に関する説明をその配布資料に基いて簡単にを行い原案を承認する議決をし、合、補、否が決定し議事を終了するのである。この場合における原簿原案は、会議場一隅の机の上に置かれているが、会議中はこれを見ず、会議終了後約一時間半位の間、専任教員はこれを希望により自由に閲覧できることになつてゐる。

今回問題となつてゐる昭和四十八年度の入試においては教授会は、昭和四十八年二

月二十四日午前十時から同十一時にかけて図書館二階会議室において行われた。その時配布された資料は別紙四である。その中第十七行に「上記の中、補欠は発表せず合格者中で入学手続をしない者のいる場合にのみ繰上げ合格とすることとした」と記載して、補欠以外の者、すなわち不合格と決定した者から繰上げ合格をしない旨を議決しているのである。

この教授会議事録は別紙三であつて、その本文第二段落は特異な提案であるが、「合格圏内にあつて、寄附金の申込書がない受験生について入試判定原案作成会議においては不合格としたが、直ちに不合格とは決しがたいと考えられるので、補欠として旨提案および説明があり、補決総数一八八名を全員承認した。」とあるが、これは補欠以外の者、すなわち不合格と決定した者から繰上げ合格をしない旨を議決したものである。

以上の入試判定関係大学公式資料によつて明白なように、受験者名又は受験番号の記入された入試判定原簿は、これを入試本部においてその保管の責任を負い、入試本部員以外のものは、入試判定のための教授会終了まではこれを見ることも、いじることもできないことになつてゐるのである。

(3) ところで、藤谷庶務部長及び江尻教務第二課長の報告によれば、昭和四十八年度グラフィック関係入試において不正入試があつたかどうかの調査を命ぜられた際、江尻教務第二課長は咄嗟に古田先生の御子息の事件ではないかと感じた。それは昭和四十八年度の入試において、当時入試事務関係者の間では古田先生の御子息がグラフィックデザインを受験したこと、不合格になつたことも、そしてそれがいつの間にか入学していたことも、ひそひそとささやかれあつていたからであるとのことであつた。特に嶋根 昭助教授は江尻教務第二課長に「困つたものだ。おやじもあんなことをしてもらつてはほんとに困る」と何度も洩らしていたことを記憶していると証言した(別紙五)。嶋根助教授が、おやじといふのはいつものことであるが、真下教授のことであり、あんなことというものは古田元次郎を入学させる手続をとつたことを指していることは以心伝心的に明白であつたのであり、当時としては、このよう暗号でのこの事件が通じる程であつたのである。

というのは、嶋根助教授は真下信一氏がつれて來た人であり、学生課長という職分

を越えて、教授会でも、入試本部においても辞令不明のまゝ眞下信一氏の分身として行動していることを誰れもが知つており、不正事件そのものも事務職員の一部には洩れていたのであるとのことであつた。

ことに對して賛成し、又は默認したことは明々白々であると委員全員がこれを認めざるを得ない状態となつた。

五二二 古田元次郎の欄が見つかり、そこをしらべてみると
先ず判定欄が◎になつているのにⒶという印が押されていることがわかつた。Ⓐとい
う印は入学手続をとつた者のしるしである。

ところが前述したように、⁽⁵⁾即ち不合格の者を繰り上げて⁽⁶⁾即ち入学せしめること
は、入学予定人員に欠員ができても入試判定のための教授会で承認されていることは
ないのである。そのことは、前述別紙三の昭和四十八年度入試判定会議議事録及び別
紙昭和四十八年度入試判定資料⁽⁷⁾（別紙四）明らかに通りである。
（5）（6）

次に点数欄を見ると総計が134点である。そしてこの年度のグラフィックの補欠者の最低得点は230点であつたので、吉田先生の御子息に限つて96点もかけ離れて低い得点で入学していることが判明した。

委員一同その原本をとりよせさせて見たところ、藤谷部長及び江尻第二課長の言う通りであつた。

又、森 信氏（当時入学手続事務担当）を招いて事情を聴取したところ、入学通知の発送手続終了後数日して山脇教務部長から教務部長室に呼ばれ、箇の印を押してある古田元次郎に入学通知を発送するよう強要された旨証言した。森 信氏は教務部長室に呼ばれるだけでも緊張するのに、上司からの指示として強く言われたので、仕方なくそれに従つたとのことである。その上更に一両日後、古田助教授から山脇先生から入学させると言わされているが、まだ入学の通知がこないがどうしたので、すかとの電話での問い合わせがあつたので、その間の事情は明確に覚えている旨の供述があつた。その供述書は別紙六の通りである。

一方、塩山委員（多摩芸術学園主事）の発言によれば、前述の投書が塩山委員に郵送されたので、それを多摩芸術学園の佐々木則之先生に見せたところ、それは古田先生の御子息のことではないですかと即座に答えられた。念のため調査すると当該受験生は昭和四十八年度多摩芸術学園入学試験を受験し、入学した者であるが、同年四月十八日に退学願が提出されていて、退学の理由は多摩美術大学に入学したためであるという事がわかつたとのことであつた。

又、学園では入試に際して面接を行つてゐるが、その際、当該受験生は多摩美術大学助教授の子息であつたことと、多摩美術大学を不合格となつたので当学園を受験した旨を語つたこと及び入学式後、間もなく退学届けが出されたという特異なケースであつたので、はつきり覚えている。

とのことであつたので、正確を期するため佐々木則之氏を招き事情を聴取した。

佐々木則之氏の供述書は別紙七の通りであり、古田元次郎の退学届の写は別紙八の通りである。

更に江尻教務第二課長の供述によれば、岡田常務理事は当時この事件が事務員にさやかれていたころ、学長も教務部長も皆知つていたことであると洩らしていたことを覚えているとのことであつた。江尻教務第二課長の供述は別紙五の通りである。

更に村田理事長はこの事件を事前に知つていたのかどうかについて病床に行つて事情を聴取したところ「自分は抽象的には先生方の子弟は出来るだけ入れたいとの考えはあるが、不正な方法で入学させよとは言つたことも指示したこともない」。とのことであつた。

そればかりでなく、昨年八月、岡田常務理事に対してもあなたは二十八名のものを頼まれて入れたという評判をきいたが、それは事実かと聞いたところ、便宜をはかつたことは事実である旨答えたので、その名簿を提出するように指示したが、いまに至るも返事をして来ないので度々催促しているところであるとのことであつた。村田理事長の口述書は別紙九の通りである。

以上の通りであるので、山脇教務部長の責任はもとよりのこと、当時の学長真下信一氏についても彼が入試中といえどもあまり出校しないなど、入学試験の最高責任者としての義務を怠り、不正入学を黙認し、これを惹起せしめる事態をおこさしめるに

至つたことは、全出席委員の容認することができないところである。

なお上記供述人の他

真下信一氏（当時学長）

山脇国利氏（当時入試本部長、教務部長）

祐乗坊宣明氏（当時グラフィックデザイン科長）

嶋根昭氏（当時入試本部員、学生課長）

にも、委員長名をもつておいで下さるよう要請したが、真下信一氏、祐乗坊宣明氏は入試時間中にもかかわらず、午後三時には既に学外に出ていて行先不明であつた。

山脇国利氏は査問委員会を認めないので、出席の必要を認めない旨の別紙十の如き返事があつた。

嶋根昭氏は二回に亘る委員長の出席方要請に対し、山脇理事が行く必要はないといわれたこと、及び入試で多忙のため出席できない旨使者（川崎勇学生課次長）を通じて伝えて來た。

以上の諸氏の出席は得られなかつたが、今後何回お呼びしても同じ結果であるであ

るうといふことに全国意見が一致し、かつ、その不正な行為の実態は前述の物証及び人証によつて明白であることに全員の意見が一致したので、頭書答申決議の通り答申した次第である。

（なお不正入試について、更に究明をつゞけるべく全員一致の意見をもつてこれを了承した。）

昭和五十年二月十五日

査問委員 奥野健

査問委員 塩山惇

査問委員 瀬島好正

査問委員長 高田忠



別紙1



□□□-□□

小川省之上野友平南九
村田晴彦殿

銀座



□□□-□□

□□□-□□

学校法人 多摩美術大学

理事長 村田晴彦殿

查問委員 田中

昇

查問委員 平野拓夫

昇

查問委員 藤谷宣人

昇

查問委員 山城正勝

昇

私は今年度多摩美術大学を後輩す術吸足で
才が現在専門大学に在籍している学生の下記の事につき
確実な事実を知り、また遺憾に思ふ所得の件と公
正な位置を取る所であります。即ち位置の
如何によつては専門上と並んで社会の進歩
と新しい風潮が流れます。

記

現在グラフィック、デザイン等に在籍している学
生で専門某助教授の子見の不正入学者で
あります。即ち学生の48年の合格者登録の
際、不合格とはつてゐるにあからゆうか、現在
在籍している事実。この事は、決して専門
上の過失とは認められず、取引的ではなく

行はゆる事とは解消であります。

また私多摩美術大学のいゆる裏に
ある専門大学の湯食若手のいゆる裏に
ある専門大学のことは常識であります
この補足入学者のみに詳しく述べては難
いので割り切ります。先づR.21年一
はまだ社会意識を越えてないので
断じて詳しおこと解しておきたいで
す。

昭和50年2月12日

多摩美術大学後輩生文

本日將修殿

G - 28 25

G - 25

判定	受験番号	氏 名	性別	卒業年	調 査 書	英 語	学 科			英 技		総 計
							国語	小論文	外國語	数学	物理	
(合)	50281	香藤 真弓	0	47	C	55	56			91	70	40 110 201 1
(合)	5082	伊藤 秀明	0	47	B	81	43			124	80	40 120 244 2
(合)	5083	香月 広	0	48	D	63	22			85	60	40 100 185 3
(合)	5084	乙成 利文	0	46	C	62	25			87	50	50 137 4
(合)	5085	菅原 和男	0	46	C	39	9			48	60	75 135 183 5
(合)	5086	小倉 良介	0	47	D	42	15			57	30	40 70 127 6
(合)	5087	井上 文男	0	47	C	33	73			106	80	40 120 226 7
(合)	5088	田中 豊之	0	47	A	20	36			106	92	77 169 275 8
(欠)	5089	茅原 真行	0	47	C	54	22			76	70	60 130 206 10
(合)	5090	羽太 恵子	0	47	C	54	22			88	90	0 90 178 11
(合)	5091	山田 満明	0	47	C	57	31			86	60	75 135 221 12
(合)	5092	羽山 愛	0	46	C	60	26			89	30	40 70 159 13
(合)	5093	村上 誠一	0	46	C	62	27			96	30	20 50 146 15
(合)	5094	石川 國彦	0	46	B	84	32			116	30	93 123 239 14
(合)	5095	人見 友子	0	48	B	60	36			141	90	60 150 291 16
(合)	5096	小泉 吉宏	0	47	B	87	34			103	30	20 50 153 17
(合)	5097	増川 優人	0	48	B	47	56			103	20	40 110 213 18
(合)	5098	三好 幸恵	0	47	C	63	40			103	20	40 110 213 18
(合)	5099	中倉 一幸	0	47	B	82	46			128	60	75 135 263 19
(合)	5100	渡辺 直樹	0	47	C	52	29			81	60	40 100 181 20
(合)	5101	本田 秀樹	0	48	C	36	18			54	30	20 50 104 21
(合)	5102	斎藤 仁	0	48	C	45	27			72	80	20 100 172 22
(合)	5103	坂本 広	0	44	C	40	26			66	60	65 125 191 23
(合)	5104	長谷川 孝一	0	47	C	45	12			59	60	40 100 157 24
(合)	5105	藤田 齊男	0	48	C	57	69			126	30	20 50 126 25
(合)	5106	伊村 雄士	0	47	D	67	35			100	50	40 90 190 26
(合)	5107	石原 重人	0	48	C	48	18			66	30	40 70 136 27
(合)	5108	内田 忠	0	47	C	39	18			57	30	20 50 107 28
(合)	5109	松田 雅春	0	46	B	67	55			122	20	40 110 232 29
(合)	5110	山下 明男	0	47	D	46	27			73	30	20 50 123 30
(合)	5111	角部 秀則	0	48	B	42	58			100	80	77 157 257 31
(合)	5112	吉田 元次郎	0	47	C	45	19			64	30	40 70 134 32
(合)	5113	青田 守弘	0	47	C	44	64			108	30	40 70 128 33
(合)	5114	板谷 充祐	0	47	C	88	45			133	60	99 157 290 34
(合)	5115	山田 政弘	0	46	B	59	33			92	60	40 100 192 35
(合)	5116	木村 徹	0	48	C	21	56			127	30	40 90 217 36
(合)	5117	長嶋 厚二	0	48	B	26	82			158	30	40 70 228 37
(合)	5118	徳田 陽子	0	48	B	59	32			91	60	40 100 191 38
(合)	5119	北村 純一	0	47	B	84	32			116	30	20 50 166 39
(合)	5120	萩原 桂子	0	48	C	56	27			83	30	73 103 186 40

合 5 捕 3 否 3/1 次 1 計 40

昭和48年度入試判定会議

昭和48年2月24日

A.M. 10時～11時

図書館2階会議室

出席者： 真下、山脇、端根、大利、勝田、宮下、沢田
南地、福島、藤崎、加久、上野、卯川、早川、円鶴、中井工務
竹田、咽原、松本、高田、川原、川上、大西、内山信一、古田、神谷
田中、平山、田代、井戸。

山脇入試委員長より、別紙-44、入試判定資料が示され、説明あり。
各科長より、入試判定原案作成会議の経過の報告説明され、別紙-45
添案合計600名の合格を全員承認した。

山脇入試委員長より、合格圈内にあり、寄付金の申込書の払い後駆生
について入試判定原案作成会議においては不合格としたこと、直引
不合格とは決しかたないと答えられたので、補欠としたい旨、提案および説明
あり。補欠合計189名を全員承認した。

端根学生課長より入試について、昭和47年度との比較案、全般について
状況が報告された。

田中建築科長より進級判定原案作成における一部修正について、追提点を
上げて再考していい旨発言があり、全員これを了解した。

4位

昭和48年度入試判定資料

建築科以外 学科200点(国語100点、外国語100点)実技900点、計400点
 建築科 学科400点(国語200点、外国語100点、数学100点、物理100点)実技100点、計500点
 として、これらの中点を合計の上、以下高校力調査等の他の条件を勘案しながら、学科別手心筋行の
 教員代表が掌長を該長として慎重に検討して結果下記原案を作成した。

姓	志願者	次席者	受験者	令和者	男	女	最高点	最低点	不合格者	順次	総合格者	合格者	志願者登録
J	199	3	196	30	15	15	316	165	166	71	6.63	6.53	13.27
O	1049	36	1,013	130	87	43	348	223	883	344	8.07	7.79	10.49
S	179	9	170	30	22	8	304	225	140	171	5.97	5.87	11.93
G.D	1446	39	1,407	150	104	46	334	229	1,257	513	9.64	9.38	9.64
P.D	416	13	403	30	21	9	334	254	373	17	13.87	13.43	13.87
I.D	550	22	528	30	23	7	322	254	498	18	12.33	12.60	12.33
T.D	356	9	347	40	8	32	339	238	307	20	8.90	8.68	8.90
A	408	22	386	60	58	2	355	231	326	141	6.80	6.43	6.80
計	4603	153	4,450	500	338	162			3,950	178	9.21	8.90	10.46

上記の中第1位を充てす合格者で入学を許さない者のいき場合、この順位が合格とすることとした。

左の各行上位合格者は次の通りである。

	1 位		2 位		3 位					
	得点	受験番号	氏名	得点	受験番号	氏名	得点	受験番号	氏名	
J	316	124	安井 礼子	311	114	有坂 隆二	289	129	小早 南	
O	348	1967	藤田 秀弘	342	1651	東恩納 裕一	319	1059	中野 玛子	
S	304	3149	岡本 紫子	303	3050	森田 昌尚	286	3030	森田 和子	
G.D	334	4559	五十嵐 茉子	328	4277	清矢 秀雄	325	3133	大久保 津二	
P.D	334	6003	長房 駿一	331	6071	長島 八千代	320	4620	古江 弘之	
I.D	322	7336	草野 牧音	315	7176	高見 元也	297	7044	山口 恵美子	
T.D	339	8150	渡辺 由理子	332	8125	大島 智津子	324	8120	水谷 公子	
A	355	9170	条田 義明	345	9286	小山 一彦	331	9140	松垣 良英	

No.

昭和四十八年度入試不正について調査を命ぜられ
投書をみせられた時私はすぐじて古田君のことをぞな
と思ひました。古田元次郎君は本学助教教授古田重
郎先生の御子息であり入試本部の一員であつた
私は同君が受験し不合格になつたことを知りました。
ところが古田君が入学してくるので非常に驚きました
したが、大変でござるなかで誰にも話さないでやりました
が、授業も落着いた五月以後に学生課長の鳴根
先生と入試について話をした折にこのことを聞いた
とがありました。

鳴根先生は「困ったことだ。わざりものんびりとをして
もらつては困る。不正入試代知りれば大変だし、オー

昭和 年 月 日

多摩美術大学

本人一生の眞面目にひます。古田先生も親とよひえひど
すうる。山脇さんにも困ったものだ」といたことを
かれ、私も同感であります。とにかくには到底いしませ
んね。といふことを覚えてゆかります。
功やじとよ直下先生につけての鳴根先生の口ぐせです。
その後も入試について話した折などに、少くとも直下、
山脇、鳴根先生、おれもをして私は知つてゐるのだと
ことがわかつました。

また時期はけちりしませぬが、岡田常務理事と
話した折に入試に備れ、本大の入試にむかひては多少の
便方は常識だ。このことは岡田君向こうは多少の
ことなどといわれたのにびっくりしたことがありました。また
教職員の子弟にはせんとして北大へ行く、卒業でも

先生方に到了程度のいわば取扱を手立てをうかがって、いって、ともと話をされました。

学長、教務部長の年度平成直の辞職が常々体一年近くあります。は二年にわたって遅れることもあつて、私の面倒に付する言葉感は下つてしまつて仰ります。

昭和五十一年二月十四日

江尻勤

No.

昭和年月日

多摩美術大学

昭和四十一年度入学手続の事務が終りに近い四月二日前後に山脚教師部長に
御長官に呼ばれ現在グラフィックデザイン二年在学中の古田元次郎君に対し合格
通知を発送するよう、「かわせんかがい」とはヒーヒーまじでが大丈夫だからとおれ
三ヶ月と少しましたがとにかく発送せよと強く指示がありました。

私はやむおろづきの日つうちに合格通知書、入学手続書類等を速達で発送
いたしました。又その速達発送後古田先生から電話でまだ着かないがどうしたのか
と聞合せがあり連絡で送へたと答えました。

このことは合格者補文様上合格者に対する合格通知はすでに終了、入学手続
も終った頃のことばかりよく覚えております。

なが同居の入学生様完了は四月六日だったとあります。

これは同居が最終の入学手続者であることを記憶しますがえがこと思ひます。

昭和五十一年二月十四日

森

信

川崎市久木135番地
TEL (044) 86-7812

昭和年月日

NO.

昭和五十年二月十四日

多摩芸術学園

事務部長 佐々木三代

説

川崎市久木135番地
TEL (044) 86-7812

昭和年月日

NO.

古田元次郎は、昭和四十八年三月七日に多摩芸術学園事務室に入校志願書を提出し試験手続をし、三月十二日に入校試験を受け、三月十四日本人の合格を発表しました。この後三月二十二日誓約書と入学金・授業料納入等の諸手続が完了したので、入校手続完了通知がなされた入学式・授業開始に該当する通知を発送しました。

四月十一日午前十時、入学式。同十二日・十三日、ガイダンス。四月十六日授業を開始しましたが、全くやめられませんでした。その後四月十八日月至「多摩美術大学に入学出来ました」と云う理由で退学届が提出されました。以上の点、四月十九日付でちつゝ受理し、退学の処理を致しました。

以上が古田元次郎の多摩芸術学園に志願書を提出し退学までの経緯となります。

尚、私は入学試験の面接委員を務め、古田君の合格判定会議の席上、

古田の美術大学不合格の件の話題となり、本学園にあつては、美術大学助教授の子息であるかう身元保証の硝子にて考慮して合格として認定を熟考しております。又、この後授業開始當時、古田君は「古田君は、大に合格したので学園へは来ない」との言が広まつてゐた。

以上、私の調査ならびに聞き知った事に關し併述申し上げます。

川崎市久木135番地
TEL (044) 86-7812

昭和年月日

供述書

○退学昌

一白田元次郎

アドインコラス53番

今、昌入学生続きを考みセヨーが、詩に参りながら、
タダ、春年、美術大学に入学生來ましたので、知校の

入学手続を無取扱、さる様御願い申上申ります、

四月十六日

敬意

多摩美術大学

松葉良烈

昭和
年
月
日

多摩美術大学

本は二月十四日、本田瑞事長を訪れ、昨年四月十八年
度入試にかりて、西田元治郎の入学生につけて不正入学生
の疑惑があるが、これに因り申告したが否かをちぎむちか、
次のようなり述があつた。

古田君が入学生したことは知つてゐるが、これは事後であ
りてであり、全く大変なことをしてくれると思つてゐる。
今までに放鳥の子弟の入学生につけては何らかの便
宜をはかりたいと考え、放鳥に詰して申はるが、
其体ははどうしろといつてものでは無い。まじでやう
金松はたゞ考査を入学生とすることは断じて許さ
れぬことではない。
たゞこれが被欠候位決定にありては多大の考査更

No.

は考へられなかつては入らず其事に連していふと思ふ
からだ。

数年前は油画家は眞の子弟で不含税になつた者があり、
何とがならぬかと相当放曇あり相談をうけたところあ
つたが、不含税を含税とは“できない”と断つたことがある。
左田君の場合は不含税であり、しかも含税の仕度
より約一〇〇戻りも伴ひこのことであれば、如何にして含
税とあることは認められない。

以上

昭和五十年二月十九日

多摩美術大学

右記録は私の口述による事実“あります”。

大田橋彌

昭和五年二月一日

多摩美術大学

私は立向委員会を認めません。したがつて出席の必要
も認めません。

二月十五日

多摩美術大学

多摩美術大学

多摩美術大学学長候補選舉について 異議の申立

学生をめぐる教育の場である大學の学長候補選舉では、とくにその諸規則、諸規程の運用について、慎重、公正、厳正に実施さるべきでありますのに、このたびの多摩美術大學の学長選考規程の適用にあたつては、全く慎重、厳正さを欠き、また適正に実施されてあらず、左記のように幾多の不備がみとめられます。

(一) 多摩美術大學寄附行為にもとづくこともなく、大學不在のまゝ、選舉が実施された。

(二) 規程を運用する代表としての適格者を欠いてゐる。

(三) 代表者を欠いたまゝ、学長選考規程を無視、また認証書大解釈して、極めて不備、不用意な学長候補の選舉が行われた。

(四) 選舉人に候補者を選択する一定期間が与えられていはない。

(五) 候補者なしの選舉が行われた。

(六) 選舉は、学長選考規程に明記されている事務局長空席のまゝ、勝手に行われた。

(七) 選舉会組織の宣言もなく、従つて事務局長選舉管理人、議長もなしに、選舉の用印も終結もなく実施された。

(八) 選舉人以外の者が、選舉場にあつて、無資格のまゝ、選舉事務を取扱つた。

従つて、二のたびの掌長候精進拳は無効である。
左送拳が無効であるので、一定の期間を定めて、
再選拳を行なべきである。

以上

昭和四十九年四月三十日

多摩美術大学評議會有志

多摩美術大学
理事長 村田晴彦 殿

委嘱書

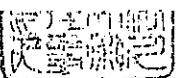
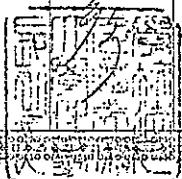
教授 村田 晴

事務局長を委嘱します

昭和五十年二月二十六日

学校法人多摩美術大学

理事長 村田 晴彦



本法人の寄附行為第十三条第三項に於ける程事会と招集請求いたしました。

議題

一、査内委員会設置について

二、理事長の身分について

三、理事會の承認を得て、重要事項に關する經費について

〔付記〕本書別紙後七日以内に理事會を開催せば、ときは、

私立学校法第33条「當該法人の業務上、寄附行為」

別段の定めどきは理事會過半數をもつて決す。」に

述焉。又、理由は、本法人の寄附行為には、

他法人の寄附行為に對する見込みとは理事長が、

標準義務を放棄した場合に之の別段の定めどきを書く。

昭和五十一年二月十五日

昭和年月日

多摩美術大学

理事　斎藤彰

爾等

大西富一郎

君

高橋滿寿男

君

山根國利

君

周田孝一

君

常務法人 多摩美術大学

理事長 木田晴彦

No.

No.

〔説明〕　査問委員会の設置と公审催行について

查向委員会と設置する場合は、元の構成員が運営について、審議を
教授会の代理委員会に譲つた上、そつ決議を経てから設置すべきである。
理事長は理事会の決定事項につつて代表権を行使するにすぎないものと
あり、单独にかかることを決議する権限はもじなうある。以上より理由如下
こう委員会の設置を許す用意は妥当と認めます。

N

確認書

摩美術大學

審議法人・多摩美術大學の理事長である村田清方氏は昭和甲年三月末
をもつて、本法人の設立する多摩美術大學の事務局長を退職したる所が
この時点において本法人の寄附行為に於ける理事の資格を失つたが、之は法的上
理事長としての適格性をもたなくなつた。

理事長には任期がなく、と仰しておられたが、現理事長には、有職の官吏行為に規定するよりは、学校経験理事に推挙した事実もなく、また寄附行為に理事長を任期としない規定も存在しない。しかるに國民は現在登記上に依然として理事長にとどまつてゐるが、又は同氏が手続まで行なつて、学校法人の憲法等によらず、寄附行為の主要な規定正無視して、資格を失なふかも理事長の地位であるとは明白である。

昭和二年一月一日

多摩美術大學

は田浦退職後三月余今度又成金を待たるゝが現在同氏の貞節に
辯仕丁免配は全く見当はず。

二点以上平鷹玉直相付するとはわれれが理平と實体を放棄する事にならざるを得ぬ
が、一二にあらずて前田時彦氏が理平と實体に理平長として資格を失つてゐる事
確認するためわれわれは署名捺印する所である。

昭和五十一年一月八日

後人多美術大字

理
事

大通書院

4

閩國志